

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成26年度 秋の巡回

犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します

飼い犬の登録は生涯1回、注射は毎年1回行うこととなっています。**本年度まだ注射を受けていない犬を飼っている方は、都合のよい会場で受けてください。**

なお、町に登録されている犬で、本年度の注射を受けていない犬の飼い主の方には、10月上旬までにお知らせのハガキを送付しますので、会場にご持参ください。

また、動物病院などで狂犬病予防注射を受けた場合や、飼い犬の死亡、飼い主の変更などがあった場合には、役場への届出が必要です。

※ご注意ください！次の場合には届け出が必要です

- 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください
 - 犬が死亡した(役場からのハガキと印鑑、鑑札、注射済票が必要)
 - 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった
 - 町外へ転出した(転出先の役所へ届け出てください)
 - 犬の飼い主が代わった(届出人は新所有者となります)
 - 本年度の予防注射を動物病院等で受けさせた(獣医の証明証と手数料550円、飼犬手帳、役場からのハガキが必要)
- 飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡ください
- 鑑札及び注射済票は、必ず犬に着けておいてください
- 次の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります
 - 登録をせず、また、予防注射を受けさせなかった場合
 - 鑑札、注射済票を犬に着けておかなかった場合
 - 上記1の届け出をしなかった場合

【問い合わせ先】

町民生活課町民生活グループ
(☎46-4734)



対象・・・本年度まだ注射していない生後91日以上の子犬

●新しく飼い始めた犬、登録の済んでいない犬

⇒新規登録と注射【持参するもの】 手数料6,100円

登録申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。

●平成9年度以降に登録を済ませた犬

⇒注射のみ【持参するもの】 手数料3,100円、役場からのハガキ、飼犬手帳

※お釣りのいらないようにご準備ください。



犬の予防注射の際に問診を実施します

予防注射の際に、5項目ほどの簡単な問診をおこないますので、飼い主の方は普段から犬の体調などを、よく観察しておいてください。通知ハガキの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

月日	時間	会場
10月17日 (金) ①	9:00~9:10	大清水地区活性化センター
	9:20~9:35	山内農業構造改善センター
	9:45~9:55	竹谷袋公民館
	10:05~10:20	晴山農業構造改善センター
10月17日 (金) ②	11:10~11:20	高柳公民館
	11:25~11:40	鶴飼公民館
	11:45~12:00	田中辰男 様方
	13:00~13:10	屋敷公民館
	13:15~13:30	小玉川生活改善センター
	13:45~14:00	米田農業構造改善センター
	14:25~14:35	長倉屯所
	14:50~15:05	高家生活改善センター
	15:15~15:30	下野場屯所
	15:40~15:55	晴山出張所
16:05~16:15	山口営農研修館	

月日	時間	会場
10月18日 (土)	8:50~9:10	役場・地域整備課車庫前
	9:15~9:30	防災センター
	9:35~9:50	軽米タクシー向広場
	9:55~10:05	萩田・車庫前
	10:15~10:25	上館農業構造改善センター
	10:35~10:45	旧 増子内公民館
	10:50~11:00	沢田公民館
10月17日 (金) ②	11:05~11:20	小軽米出張所
	11:30~11:40	円子生活改善センター
	11:45~11:55	上円子公民館

【担当獣医師】

10月17日(①)・・・大崎 玲子 獣医師
(大崎動物病院：☎42-4899)

10月17日(②)、18日・・・堀米 剛 獣医師
(☎46-2845)

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請期限延長お知らせ

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給していますが、申請期限が延長されましたのでお知らせします。

支給対象と思われる方には申請書類を郵送しておりますので、次の日程により申請頂きますようお願いいたします。

また、書類を紛失された方や、支給対象と思われるのに書類が届いていないなど、ご不明な点等がございましたら、お気軽に健康福祉課までお問い合わせください。

◆臨時福祉給付金

【対象者】

平成26年1月1日において、軽米町の住民基本台帳に登録され、平成26年度分の町民税均等割が課税されていない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護を受けている場合などは対象外です。

【給付額】

1人につき1万円。老齢基礎年金や児童扶養手当等を受給している方には5千円を加算します。

【問い合わせ先】 健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

◆子育て世帯臨時特例給付金

【対象者】

平成26年1月1日において平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。臨時福祉給付金の対象者は含みません。

【給付額】

対象児童1人につき1万円

※各共済組合より児童手当を受けている方は、所属庁より証明書と申請書が交付されます。

◆受付期限

平成26年12月26日(金)まで

午前8時30分～午後5時30分(土曜・日曜・祝日を除く)

○健康福祉課(軽米町健康ふれあいセンター内)

○町民生活課(役場1階 総合窓口)

○晴山出張所 ○小軽米出張所

◆申請に必要なもの

- ・送付された申請書類
- ・印鑑(シャチハタではないもの)
- ・支給対象者全員分の身分証明書(健康保険証、免許証など)
- ・振込先の通帳(申請者の通帳)

町内の土砂災害危険箇所や警戒区域を公表

土砂災害危険箇所は、国の要領によって岩手県が実施した調査で判明した「土石流」や「地すべり」、「急傾斜地崩壊」などが発生するおそれがある箇所、当町では148箇所が危険箇所とされ、そのうち37箇所が警戒区域や特別警戒区域に指定されます。

町では、岩手県から提供を受けた町内の位置図などをホームページで公表しているほか、公共施設などに印刷物を用意しておりますので、お住まい周辺の指定状況などを確認していただき、素早い避難行動などに役立ててください。

【問い合わせ先】 総務課・総務グループ
(☎46-2111)

食生活改善推進員の養成教室受講者を募集します

よりよい食習慣、仲間とのふれあいで楽しく健康づくりをしたいという方ご参加ください。

*開催期間・・・11月から2月までに計4回

*受講料・・・無料

*主な学習内容・・・健康づくりに関すること、調理実習など

*募集定員・・・20人

*募集期間・・・10月6日(月)まで

※全部の教室を受講した方には修了証書を交付します。

【問い合わせ・申し込み先】 健康福祉課
健康づくりグループ(☎46-4111)

平成26年度地域懇談会の開催と意見箱の設置について

地域懇談会で町の将来を語りあいましょう ～町づくりへの意見・提言をお寄せください～

町民の皆さんと今後の町づくりについて話し合う地域懇談会を、日程表のとおり開催いたします。みなさん、お誘いあわせのうえご参加ください。

懇談会に参加できない方は、ご意見箱の設置もしておりますので、町政に対するご意見をお寄せください。

◆設置期間

平成26年10月1日(水)～10月30日(木)

◆設置場所(5か所)

- 役場1階町民ホール
- 小軽米・晴山出張所
- 町立図書館
- 物産交流館

【問い合わせ先】
総務課・企画グループ(☎46-2111)

開催期日	時間	会場
10月8日(水)	19時から	小軽米生活改善センター(小軽米出張所)
9日(木)		円子生活改善センター
10日(金)		長倉生活改善センター
11日(土)	10時から	軽米中央公民館
	19時から	
14日(火)	19時から	晴山公民館(晴山出張所)
16日(木)		高家生活改善センター
17日(金)		上野場宮農研修館
20日(月)		山内農業構造改善センター
21日(火)		増子内農村振興会館
24日(金)		米田農業構造改善センター
26日(日)		農村環境改善センター(役場隣)
27日(月)		笹渡農業構造改善センター
29日(水)		小玉川生活改善センター

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

「軽邑耕作鈔」翻刻書の販売について

町教育委員会では、昨年4月に県指定有形文化財（古文書）となった『軽邑耕作鈔（けいゆうこうさくしょう）』について、全頁の写真と新たな解説文を同時に掲載した冊子を刊行しました。

全文をありのままに公開するのは初めてとなりますので、是非この機会に「軽米の宝」への理解を深めてみて下さい。

下記にて、頒価1,800円で販売を行っています。

- ①軽米町教育委員会 ②軽米町歴史民俗資料館
- ③岩手県立博物館（10月4日～11月24日の間のみ）

※本書には現代語訳はついていません。淵沢圓右衛門の行った農業について詳しくお知りになりたい方は、「日本農書全集2『軽邑耕作鈔・遺言ほか』社団法人農産漁村文化協会刊1980」をご参照ください。



【問い合わせ先】教育委員会事務局
生涯学習グループ（☎46-4744）

岩手県立博物館テーマ展 「新指定文化財展2010-2014」開催

近年新しく国又は県の指定文化財或いは登録文化財となった文化財を一堂に集めて紹介する企画展が岩手県立博物館で開催されます。

当町からは、淵沢家文書「軽邑耕作鈔及び遺言」が有形文化財（古文書）として出品されています。

この機会に新たな「岩手の宝」、「日本の宝」をご覧になってください。

- 会期 平成26年10月4日（土）～11月24日（月）
※毎週月曜日休館。ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館。
- 会場 岩手県立博物館（盛岡市上田字松屋敷34）
- 開館時間 午前9時30分～午後4時30分（入館は午後4時まで）
- 入館料〈団体割引あり〉
一般310円・学生140円・高校生以下無料
- 展示解説会〈1時間程度〉
10月5日（日）・11月16日（日）午後2時30分～

【問い合わせ先】岩手県立博物館
（☎019-661-2831）
<http://www2.pref.iwate.jp/~hp0910/>

バス通学費助成の請求を忘れずに!!

町ではバスの利用促進と軽高生のバス通学者の負担軽減を図るため、利用したバス運賃を1ヶ月20,000円まで助成しております。利用されている方は、忘れずにご請求ください。

軽米に接続している全ての路線が対象です。詳しくは役場総務課へお問い合わせください。

- 対象者 軽米高校に通学する生徒（住所は問いません）
- 請求時に必要なもの
 - ①請求書（押印は、認印でお願いします）
 - ②使用済み定期券や押印済みポイントカード
- 提出先
 - ①高校の担当の先生
 - ②役場総務課まで
- 取りまとめ時期
 - ①10月上旬（4～9月利用分）
 - ②1月上旬（10～12月利用分）
 - ③4月上旬（1～3月利用分）



今回は、9月までの利用分を10月上旬に取りまとめます。ご請求漏れの無いようお願いします。

【問い合わせ先】総務課
企画グループ（☎46-2111）

第35回軽米町民文化祭「展示部門」 作品公募のお知らせ

第35回軽米町民文化祭の展示部門（11月1日～3日）の展示作品の公募を行います。皆さんご応募ください。

- 〈応募資格〉
原則として軽米町在住、通勤者、通学者、町出身者
- 〈応募方法〉
10月24日（金）までに、電話・ファックスなどでお申し込みください。（氏名・住所・電話番号・作品種別・大きさをお知らせください）
- 〈募集内容〉
 - (1)美術作品（絵画、書道、水墨画、版画、彫刻、写真、ドライフラワーなど）
 - (2)生活文化作品（手芸、パッチワーク、和紙人形、絵手紙、ちぎり絵など生活文化に関する手作りの作品）
 - (3)文芸作品（随筆・詩・短歌・俳句・川柳など）
 - (4)その他
- 〈作品の搬入搬出等〉
 - (1)搬入：10月30日（木）午前9時～午後4時
 - (2)搬出：11月5日（水）午前9時～午後4時
 - (3)場所：軽米中央公民館
- 〈展示会場〉軽米中央公民館、軽米町立図書館ほか

【問い合わせ・申し込み先】教育委員会事務局
生涯学習グループ（☎46-4744）
FAX：46-3050

義肢・装具等補装具 巡回相談のお知らせ

- 相談内容
義肢・装具等補装具の交付及び修理の要否並びに適合に係る判定
 - 日時：平成26年11月7日（金）
午前10時30分～12時30分（受付11時まで）
 - 会場：二戸市総合福祉センター
- ※相談希望の方は、10月24日（金）までに健康福祉課・福祉グループにご連絡ください。ご連絡のない場合、相談を受けられない場合があります。

【問い合わせ先】健康福祉課・福祉グループ
(☎46-4736)

ワンクリックで登録完了？ アダルトサイトの請求トラブルが急増中！！

【相談事例】

スマートフォンで芸能ニュースを見ていたところ、アダルトサイトにつながった。「無料」と書いてあったため、サンプル画面をタップしたところ「登録完了」画面が表示され、「登録費用99,800円を3日以内に支払ってください」と書かれていた。驚いて「誤操作の場合はこちら」というところに書いてあった電話番号に電話すると、「登録が完了している。誤操作であっても退会するには退会費用がかかる」と言われた。

【アドバイス】

- ★アダルトサイトで1度や2度の操作（ワンクリック、ツークリック）で登録完了したと思わせ、高額な料金を請求する「ワンクリック請求」が急増しています。
- ★パソコンやスマートフォンだけでなく、インターネットに接続できる携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレーヤーでもワンクリック請求に遭う可能性があります。アダルトサイトに安易にアクセスするのは、やめましょう。
- ★電子消費者契約法ではインターネットを通じた契約の場合、契約内容を容易に確認できなかつたり、契約内容の確認や訂正するための画面が無かつたりした場合には契約は成立しないとされています。
- ★「退会はこちら」「誤操作の場合はこちら」など書いてあっても、絶対に自分からメールを送ったり、電話をしたりしてはいけません。連絡することにより、新たな個人情報を知らせることになります。
- ★請求されても、あわてて支払ったりせず、消費生活センターや警察に相談してください。
- ★一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

【問い合わせ先】
二戸消費生活センター（☎23-5800）
相談時間 平日午前9時～午後4時

シルバー無事故無違反 交通マナーアップチャレンジ

岩手県交通安全対策協議会では、交通事故を防止する県民参加型の交通安全チャレンジ事業を展開します。

- ◆募集期間 平成26年11月7日（金）まで
- ◆参加資格
 - ①65歳以上の高齢者を1人以上含む3人のチーム
 - ②チーム全員が県内に居住又は勤務している方
 - ③チームで実践する「交通マナーアップ」の目標を宣誓
- ◆チャレンジ取組期間（3ヶ月間）
平成26年10月1日（水）～12月31日（水）
- ◆申込方法
役場町民ホール、各出張所に備え付けの申込書により、必要事項を記載のうえ、岩手県交通安全対策協議会に郵送、FAXにより申し込みください。

※抽選で30チームに2,000円相当の商品券と反射材が送られます。詳しくは、岩手県交通安全対策協議会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】岩手県交通安全対策協議会
(☎019-629-5330)

9月15日～11月15日 秋の農作業安全月間です！

一人ひとりが注意を払い、事故防止に努めましょう。

- ゆとりのある計画的な作業を心がけましょう。
- 夕暮れ時に道路を歩行または農業機械で走行する際は、身に着けるものや農業機械に夜光反射材を付けましょう。
- コンバインにわらなどがつまったときは、必ずエンジンを停止してから取り除きましょう。
- 家族のだれでもエンジンを停止できるように、日ごろから機械のスイッチの位置を家族で共有しましょう。
- 一人での作業は避け、家族には作業場所と帰宅時刻を知らせましょう。
- 圃場や路肩は事前に点検し、路肩がわかるように草刈りをし、路面のくぼみを埋めるなどの修繕を行いましょう。
- 脚立など高所での作業をするときは、転落しないよう注意しましょう。
- 農作業に出かけるときは、携帯電話を持ち歩きましょう。

一定面積以上の土地を 購入したときは、届出が必要です

1. どのくらいの面積？
国土利用計画法で定める一定面積以上の土地

市街化区域	2,000㎡（約600坪）以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡（約1,500坪）以上
その他の区域（軽米町が該当）	10,000㎡（約3,000坪）以上

2. 届出先は？ 取引した土地がある市町村
3. いつまでに？ 契約日から2週間以内

【問い合わせ先】
産業振興課・農政企画グループ（☎46-4739）
県庁環境保全課（☎019-629-5268）

KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARU

広報かるまい **お知らせ版** **その3**

軽米高校文化祭

今年の文化祭テーマ

【Flower～今こそ蕾が花開く瞬間(とき)～】

【日時】

平成26年10月4日(土) 10:00～15:00

【場所】 軽米高校

【発表内容】

クラス	軽米高校の歴史研究・お化け屋敷・ゲーム模擬店など
文化部	美術・書道部の作品展示
委員会等	生徒会執行部による学校紹介やお楽しみ企画 家庭クラブ委員会の手作りお菓子 軽米中学校展示コーナーなど
ステージ発表	吹奏楽部(13:00～) 音楽部(13:40～)

是非ご来場ください!!

平成26年度こころサロン(自死遺族交流会)公開講座 『地域の自死遺族支援を考える』

〈日時〉平成26年10月17日(金) 14:00～

〈場所〉エスポワールいわて

◆公開講座 14:00～15:30

対象：自死遺族支援について関心のある方はどなたでも

講演：「自死遺族の悲嘆とケア」

講師：独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
犯罪被害者等支援研究室長 中島 聡美 先生

◆こころサロン盛岡(自死遺族交流会)～わかちあい～

同じ経験を持つ遺族が集い、自分の経験や想いを語り合います。

対象：自死遺族の方のみ

時間：15:45～17:00

【問い合わせ・申し込み先】岩手県精神保健福祉センター
(☎019-629-9617)

1 日行政相談を開催



- 期日・場所：10月21日（火）農村環境改善センター（役場となり）
10月24日（金）中央公民館
- 受付時間：午前10時から午後3時
※正午から午後1時までを除きます。
- 相談員：行政相談委員 西山 武男さん
- 相談内容：行政（国、県、市町村）や独立行政法人などの仕事・手続き、サービスなどについて要望や不満などをご相談ください。

【問い合わせ先】 総務課
総務グループ（☎46-2111）

みんなで守ります、私たちの建設ルール 違反建築防止週間

平成26年10月15日（水）～10月21日（火）

県では、週間行事の一つとして10月17日（金）に県下全域において建築物が法に適合した状態で建てられているかどうか、公開一斉パトロールを実施します。

現在建設工事中の方は、現場の見やすいところに確認表示板が提示されているか、設計図書が現場に備えられているか確かめてください。また、建築工事が完了していながら完了検査申請書を提出していない方は、至急手続きを進めてください。

なお、この週間中は建築相談所を設置し、住民の皆さまのご相談にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

【建築相談場所の設置場所】 県北広域振興局土木部
二戸土木センター（☎23-9209）

平成27年度「児童福祉週間」 標語の募集について

【問い合わせ先】
（一財）こども未来財団営業部標語募集係
（☎03-5510-1833）

■ 募集期間 平成26年9月1日（月）～10月20日（月）

■ 募集内容

元気で頑張る子どもたちを応援する標語や未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語

※詳細については、（一財）こども未来財団のホームページ <http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/> を御参照いただくか、お問い合わせ先まで御照会ください。